

附属機関等の見直しに向けた進捗経過について

1 検討経過

時期	内容	備考
令和4年7月	浜田市行財政改革実施計画 令和4年度計画の策定	1-(2)-9 任意協議会等の見直し
7月	三隅地域自治会連絡協議会から要望書の提出	各種会議の統廃合検討 委員選任方法の見直し
8月～9月	附属機関等の見直しについて（一次照会）現況調査	対象となる会議体を拡充し調査 資料2-2
10月	附属機関等の見直しに関する地域の意見について（照会）	現時点での状況等を本庁支所地域振興担当課へ照会 資料2-2 (P.5)
10月	浜田市行財政改革推進本部幹事会	浜田市附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針の改定(案) 資料2-3 資料2-4
11月	浜田市行財政改革推進本部	浜田市附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針の改定(案)の決定

検討経過を踏まえた見直しの視点

- (1) 委員選任（市職員、委員数、年齢、在任期間、公募、男女共同参画）
- (2) 附属機関等の統廃合

2 今後の検討スケジュール（案）

時期	内容	備考
12月27日	浜田市行財政改革推進委員会	改定指針の報告
1月上旬	附属機関等の見直し（二次照会）	各会議体の方針検討
	浜田市行財政改革推進本部幹事会	方針協議
	浜田市行財政改革推進本部	方針決定
6月	浜田市行財政改革推進委員会	
6月	浜田市議会	
9月	附属機関等に関する条例改正等	

組織体の職務、位置づけ等について

組織体の職務・性格	組織体の設置者	構成員	会議体の位置づけ・呼称等	留意点
市長等からの諮問に応じて自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査を職務としている。	市	外部有識者等の委員その他の構成員により構成されている。 (＝市職員のみで構成されていない。)	地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関に該当する場合、その設置根拠は法律又は条例 ・委員は公務員(特別職)としての身分を有し、公務災害補償の対象とならない ・報酬を支払わなければならない(委員からの報酬辞退は可)。
参加者からの意見聴取	市	市民、関係行政機関、関係団体等	懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱等で設置される。 ・参加者の身分は私人であり、謝金又は委託料等の支払は任意。 ・公務災害の補償対象とはならない。
(行政執行のための調停、審査、諮問又は調査を目的としない。)	市以外	市、市民、関係行政機関、関係団体等	外部協議会(指針対象外※)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の組織ではないため、指針の適用範囲外。 ※ただし、令和4年度に限り、市が事務局を担う外部協議会について「住民負担の軽減」等の観点から、指針に準じた見直しを検討する。 ・参加者の法的性格は、懇談会と同様
関係団体との連絡調整	市	市民、関係行政機関、関係団体等	内部協議会(指針対象外※)	<ul style="list-style-type: none"> ・指針の適用範囲外。 ※ただし、令和4年度に限り、市が事務局を担う外部協議会について「住民負担の軽減」等の観点から、指針に準じた見直しを検討する。 ・参加者の法的性格は、懇談会と同様
イベント等を実施するために組織するもの	市以外	市、市民、関係行政機関、関係団体等	外部協議会(指針対象外※)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の組織ではないため、指針の適用範囲外。 ※ただし、令和4年度に限り、市が事務局を担う外部協議会について「住民負担の軽減」等の観点から、指針に準じた見直しを検討する。 ・参加者の法的性格は、懇談会と同様
その他	市	市職員のみ	内部補助機関(指針対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実行委員会など、指針の適用範囲外。 ・参加者の法的性格は、懇談会と同様
	市以外	市、市民、関係行政機関、関係団体等	外部協議会(指針対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実行委員会など、指針の適用範囲外。 ・参加者の法的性格は、懇談会と同様